

感染症に係る壱岐市PTA連合会主催事業等実施ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、壱岐市PTA連合会の感染症対策を踏まえた事業等の実施に関して、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

2 適用期間

令和3年4月24日から適用する。

3 対象

壱岐市PTA連合会主催（共催も含む）の会議、講演会、イベント、等

4 感染リスクの評価

以下の項目について、感染リスクの評価を行う。

- ①開催規模（参加人数・募集範囲）
- ②開催場所（換気の状態）
- ③開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ④参加者同士の距離（近距離または対面）

5 事業実施のための条件

事業実施の場合には、感染リスクの評価結果をもとに、以下の条件を満たすようにする。

- ①三つの密（密閉、密集、密接）の発生が想定されないこと
- ②大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が想定されないこと
- ③必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

6 参加者をお願いすること

1) 自宅での健康チェック

* 当日下午記の項目に該当する方へは、事業の参加自粛を要請する。

* ⑤に関しては、感染状況に応じて適用する。

- ①発熱の症状のある方（体温37.5度以上）
- ②風邪等の感染可能性の症状がある方
- ③過去7日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- ④濃厚接触者と判断され、14日間の自宅待機を要請されている方
- ⑤感染拡大していると思われる地域の訪問歴が5日以内にある方

2) 事業での感染者発生時の協力要請

- * 事業への参加にあたり、氏名、連絡先等の記入、提出への協力
- * 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力
- * 濃厚接触者となった場合、接触してから14日間は自宅待機することへの協力

7 主催者が配慮すること

1) 事前実施事項

- ①開催規模（参加人数・募集範囲）
- ②開催場所（換気の状態）
- ③開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ④参加者同士の距離（近距離または対面）

2) 開催時実施事項

- ①氏名・連絡先の把握
- ②会議室等に手指消毒液を設置し、適宜消毒できる場を確保する。
- ③入室時にマスクの着用、手指消毒を徹底する。
- ④会場に入る人数を、人を密集させない環境を確保する。
- ⑤大きな声を発声させない環境づくりを行う。
- ⑥換気設備の適切な運転、定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ⑦出入口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3) スタッフ等の衛生知識の向上

主催者は、国や県等から示された感染症対策に関する知見等を参考に、スタッフ等に対する感染対策の知識の向上に努める。

8 事業の中止等の検討

* 壱岐市が公共施設の利用を中止している場合

* 壱岐市からイベント等開催の自粛中止要請が出ている場合

※正副会長会、理事会等運営に支障が出る会議に関しては感染防止対策を講じたうえで実施可

* 市内の住民が感染し、感染経路が特定できないなどにより、市内の不特定の児童生徒に感染が拡大している可能性が否定できない場合

9 事業の中止決定

* 正副会長会にて検討し、理事会の過半数以上の承認にて決定する。やむを得ず役員が集まることができない状況であれば、電話、SNS 等活用し、事務局が取りまとめ、会長に報告後、会長が決定する。

* 中止の判断をした場合の連絡は、電話・FAX・文書発送、SNS 等参加者全員が周知できるもので連絡する。

10 事業の参加者に感染者が発生した場合の報告対応

* 事業の参加者に感染者が発生した場合は、速やかに、感染が発生した旨の連絡し、壱岐市教育委員会、単位PTA、関係機関等に報告し、保健所等のヒアリングに協力して感染拡大防止を図る。